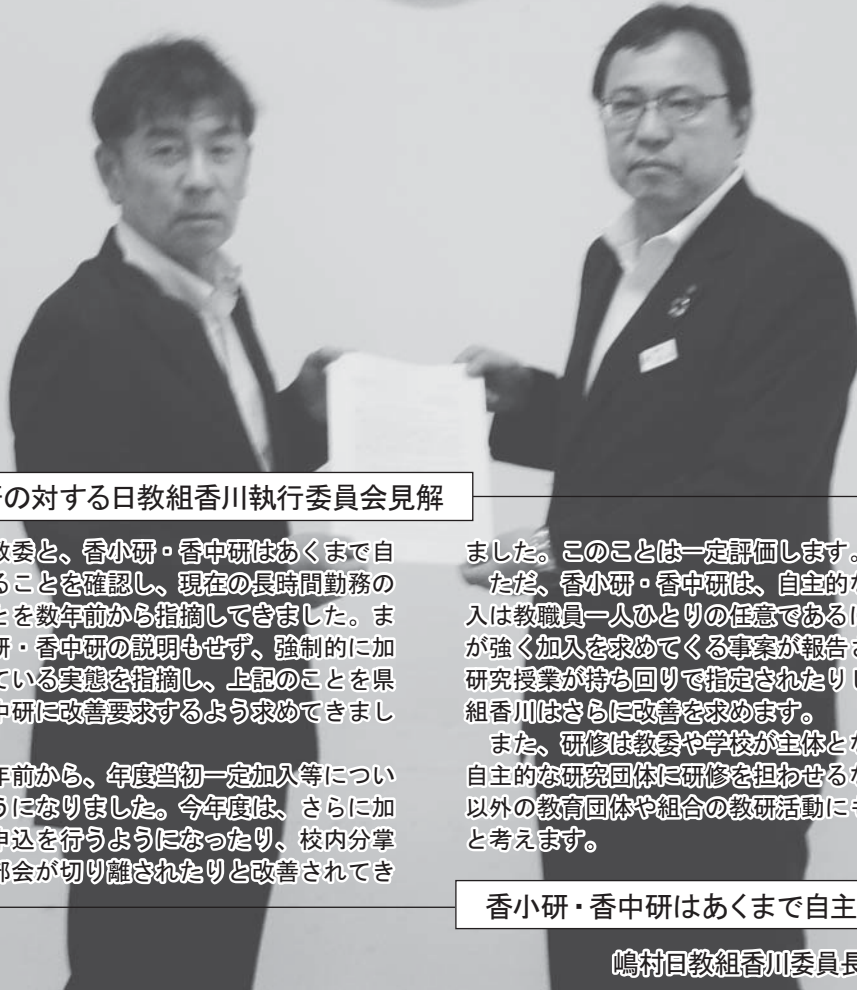


日教組香川 2024.7



発行所 日教組香川教職員組合
〒760-0008 高松市中野町15-24
佐藤ビル1F
TEL 087-802-1640
FAX 087-802-1642
URL <http://www.jtu-k.com/>
E-mail jtukagawa@circus.ocn.ne.jp
発行人 嶋村太伸
毎月1日発行

教職調整額が4%→10%になったとしても どう働き方改革を進めていくのか



香小研・香中研の対する日教組香川執行委員会見解

日教組香川は、県教委と、香小研・香中研はあくまで自主的な研究団体であることを確認し、現在の長時間勤務の大きな一因であることを数年前から指摘してきました。また、年度当初、香小研・香中研の説明もせず、強制的に加入と会費徴収を行っている実態を指摘し、上記のことを県教委から香小研・香中研に改善要求するよう求めてきました。

その結果、ここ数年前から、年度当初一定加入等について説明が行われるようになりました。今年度は、さらに加入に関して自主的に申込を行うようになったり、校内分掌と香小研・香中研の部会が切り離されたりと改善されてき

ました。このことは一定評価します。

ただ、香小研・香中研は、自主的な研究団体であり、加入は教職員一人ひとりの任意であるにも関わらず、管理職が強く加入を求めてくる事案が報告されたり、研究発表や研究授業が持ち回りで指定されたりしていることに、日教組香川はさらに改善を求めます。

また、研修は教委や学校が主体となってすべきであり、自主的な研究団体に研修を担わせるなら、香小研・香中研以外の教育団体や組合の教研活動にも担わせさせるべきだと考えます。

香小研・香中研はあくまで自主研究団体である

嶋村日教組香川委員長(左)と淀谷県教育長

香教組でもない、香教連でもない、高教組でもない 全国で一番なかまの多い日教組香川へ

日教組香川は、なりすまし団体「日教組香川三観地区教職員組合 執行委員長 片山元久」らに対して、「日教組香川」の名称不使用の裁判を起こしていました。まず、昨年11月21日、高松地裁で、なりすまし団体に対して「日教組香川」を含む名称を使ってはならないと判決がでました。その後、なりすまし団体は、高松高裁に控訴しましたが、今年4月28日に、控訴は棄却されました。「日教組香川三観地区教職員組合」は全く日教組香川とは関係のない団体です。ご注意ください。



多くの課題を一つずつ解決していこう

6月10日(月)、日教組香川は、香川県教育委員会と教職員の賃金・労働条件等に関する春季要求に関して交渉を行いました。参加は嶋村執行委員長他5名、県教委からは淀谷県教育長他16名が出席しました。

今回は、「働き方改革の早期推進と一人ひとりの教職員を大切にすること」をテーマに、長時間労働解消のための業務改善と人員増、希望と納得ができる新たな人事異動システムの提案、また春から学校現場でその加入案内等で混乱をきたしている自主研究団体である香小中研の問題等について交渉を行いました。

教育長からは「今後、公教育をどうしていくか、意見交換をさせていただきたい」と回答がありました。

以下は、県教委との交渉経過の概略です。

教職員の勤務実態をふまえた賃金に

日教組香川「公教育の社会的重要性に応える人員の確保と、教職員が専門性を発揮し、意欲をもって働くことができるよう、教職員の勤務実態をふまえた賃金に改善すること。今後も賃金カットを行わないように努力すること。また、賃金の決定にあたっては、日教組香川と十分な協議を行うこと。さらに、成績主義、競争原理にもとづかない昇給制度や勤勉手当を確立すること」

県教委「職員の給与改定については、人事委員会の勧告を尊重するというを基本として対応すべきものと考えている。給与に関する協議についても適切に対応したいと考えている。なお、同勧告を踏まえ、昇給及び勤勉手当に勤務実績を反映させているところである」

本人の希望を十分に尊重した人事異動を行うこと

日教組香川「人事異動は教職員の重大な勤務条件の変更であることを確認し、その生活と権利を保障すること。そのため、本人の希望を十分に尊重した人事異動を行うこと。また、希望にそぐわない人事異動後のモチベーションを保つために「内示→苦情処理→発表」のシステムに変更すること」

県教委「人事異動については、本人の事情等も考慮した上で、市町教育委員会の意見を聞きながら、基本方針と基本的な考え方に基づき、任命権者の権限と責任において公平・公正に実施するものである」

日教組香川「ある学校は、過去5年間に渡り校長が毎年異動している。児童や保護者も心配している。教職員も経営方針がコロコロ変わるので困る。これでは、公平・公正とはいえない」

学校の働き方改革の推進を

日教組香川「改めて、教職員の働き方改革プランの最終目標は、時間外勤務0時間でいいか」

県教委「そうである」

日教組香川「改正給特法「指針」をふまえた在校等時間の適切な管理の徹底をすすめること。また、虚偽記載や改ざん等の違法な実態がある場合は、適切に指導すること」

県教委「ICTの活用やタイムカードなどによる客観的な在校等時間の把握を全ての市町教育委員会が実施・管理していると認識している。虚偽記載や改ざん等の違法な実態について、市町教育委員会から報告がなされた際には、適切に指導する。給特法第7条に規定

する指針を踏まえ、教育職員が在校している時間については、客観的に計測する必要がある」

日教組香川「データの虚偽記載・改ざんに関して、文科省は『万が一校長などが虚偽の記録を残させるようなことがあった場合については、状況によっては信用失墜行為として処分の対象にもなりうる』と回答している。県教委としてもその認識でいいか」

県教委「その通りである」

日教組香川「県立学校においても在校等時間の客観的把握の推進すること。また、県下全教職員（県立学校も含む）の在校等時間の客観的把握ができるシステムを構築すること」

県教委「県立学校においては、教育職員が在校している時間をパソコンの電源ON/OFFの記録等により客観的に計測することとし、校外において職務に従事している時間についても、出張復命書や部活動指導記録簿などできる限り客観的な方法により計測することとしている」

日教組香川「勤務間インターバルの実施を検討すること」

県教委「勤務間インターバルについては、国の動向を注視してまいりたい」

日教組香川「学校現場の長時間労働を是正するため、業務削減にむけた具体的スケジュールを示すこと」

県教委「第4期「香川県教育基本計画」において、重点項目である「安全・安心で、魅力あふれる学校づくり」の達成に向けた取組みとして「学校における働き方改革の推進」を盛り込んだところであり、教職員の長時間勤務の解消に向けて、引き続き、働き方改革に取り組んでいく」

日教組香川「文科省が示した「学校および教師が担う業務の役割分担」をもとに、積極的な業務移行を行うこと」

県教委「学校及び教師が担う業務の役割分担・適正化については、市町教育委員会、校長が行うべきものであるが、県教育委員会としては、文部科学省の通知等に基づき、業務の適正化等に向け、市町教育委員会に周知・指導を行っている」

日教組香川「教職員の働き方改革を推進するために、教員の持ち時間を、小学校20コマ以下、中学校18コマ以下、高等学校16コマ以下、特別支援学校は上記の校種でのコマ数になるような教員の増員および配置を行うこと」

県教委「要望として伺っておく。なお、小・中学校においては、令和3年度から「小・中学校における35人



日教組香川執行部

学級の実施」、「小学校高学年における教科担任制の拡充」を2つの柱とする新しい指導体制を実施しているところである」

日教組香川「授業時数の実態把握をすること。また、標準授業時数を大幅に上回らないように市町教委を指導助言すること」

県教委「授業時数の適正化に向け、市町教育委員会と連携して参りたい」

日教組香川「養護教員、事務職員の全校配置、また、大規模校には複数配置をすすめること」

県教委「養護教諭、学校事務については、義務標準法に則って、国の加配の状況も勘案しながら配置している」

日教組香川「教職員の未配置状態を早急に解消すること」

県教委「教員の未配置を解消するため、代替教職員については、講師登録などを積極的に働きかけて任用に努めているところであり、今後も確保に努めていく」

日教組香川「4月初めでの未配置状態数は」

県教委「定数分は配置できた」

日教組香川「教師のなり手確保の観点から、教職員の採用には講師経験を優遇すること」

県教委「講師の経験を考慮する観点から、小学校及び中学校の本県講師を対象とした特別選考を実施している」

日教組香川「多忙化の一要因である自主的研究団体の「香小研」「香中研」が、業務内で行われないよう諸団体と協議すること」

県教委「香小中研の活動については、「教職員の働き方改革プラン」（平成30年3月（令和2年4月改訂）県教委）を踏まえ、香小中研と活動の方向性を共有している。また、運営や研究に係る事務が、事務局や担当の教職員の過度な負担にならないよう配慮する必要があることについて、意見交換を行っている」

日教組香川「全国大会や中四大会の下請けになっているのが実情だ。また、各市町から、一部の加入の自主的研究団体である香小中研の会費の補助が出ていることも問題である。さらに、香小中研への参加を校長が一人ひとり確認して、未加入なら加入させている学校もある。任意がわかっていないと指摘しておく」

日教組香川「改正教育公務員法の改正にともなう指標の策定・変更について、研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励や指導助言が、研修の強制につながるものにする。また、研修履歴を賃金に反映させないこと」

県教委「希望による研修の受講は、教員の主体性に基

づくものであり、このことは受講奨励における留意事項として教育委員会および各学校に通知されている。教育センターにおいても受講奨励や指導助言が、研修の強制につながるような配慮していく。研修履歴や研修量の多寡そのものが人事評価に直接反映されるものではないということが「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励の手引」にも明示されている」

日教組香川「育児・介護等にかかわる休暇制度の改正に伴い、休業が取りやすくするため1ヶ月未満の休業に対する代替者の措置が行えるよう制度化すること」

県教委「育児休業や介護休暇等に対する代替者（臨時的任用職員）については任用期間が1月に満たない場合は、原則、任用しないこととしている。制度化については、要望として伺っておく」

日教組香川「早出遅出勤務の制度化を急ぐこと」

県教委「要望として伺っておく」

部活動の地域移行を進めること

日教組香川「部活動の地域移行について、社会教育の基盤整備のための財源を十分に確保し、自治体への継続的な財政支援等を引き続き行うこと。また、「兼職兼業」の制度づくり等の課題については、改定されたガイドラインにもとづき、子どもや教職員等のいのち、健康、人権を守るものとなるように適切な措置を講ずること」

県教委「県では、令和5年3月に、これまでの部活動ガイドラインを廃止し、生徒の豊かなスポーツ・文化活動の実現に向け、学校部活動の適切な運営に加え、部活動改革に対する考え方等を示した新しいガイドラインを作成した。今後は、引き続き国の委託を受け、部活動の地域移行に係る実証事業を実施し、これらの取組みを県内に普及するなどして、部活動改革を推進していきたい」

学校事務職員の待遇を改善すること

日教組香川「学校事務職員への権限移譲を進め、学校事務職員の拡充や職務の明確化、統一システムによる標準化・効率化を行うこと」

県教委「学校事務職員への権限移譲及び職務の明確化については、標準的職務内容と校務運営への参画の拡大を盛り込んだ通知を発出するとともに、市町教育長会議等においても重ねて説明を行っている。統一システムについては、県が導入している総務事務システムをモデル市町に導入し、効率化の検証を行う「総務事務システムモデル実証事業」を令和5年度に実施しており、令和6年度からは導入を希望する市町の小・中学校へ拡充する「総務事務システム整備事業」を実施している」

日教組香川「学校事務職員の賃金に関して、知事部局の一般行政職と格差があることから、均一に運用改善をし、格差をなくすこと」

県教委「学校事務職員の給与制度については、知事部局との均衡を基本として運用している」

日教組香川「学校事務職員のキャリアアップを目的とした、研修・昇給昇格制度を確立すること」

県教委「事務職員のキャリアアップについては、令和4年3月に、香川県市町立小中学校事務職員人材育成

方針を策定し、計画的な研修を実施することとしている」

日教組香川「県立諸学校と市町立小中学校の学校事務職員の業務量格差の是正を行うこと」

県教委「事務職員の業務量については、学校規模、事務職員数、事務職員の職責や経験年数、地域の実情等を考慮し、執務可能な職務内容となるよう配慮することとしている」

日教組香川「学校事務職員において、30歳以上の臨時・非常勤学校事務職員に、正規職員への道を拡大すること」

県教委「職務経験者型採用選考試験の採用予定人数については、大学卒業程度、高校卒業程度の採用試験の人数と合わせて必要な数を検討している」

日教組香川「2022年度に香川県市町村立小中学校事務人材育成方針が策定された。高松市、丸亀市では共同学校事務室が制度化され室長を置いているが、配置されている学校によっては現在も学校の事務をしている者と、全体のマネジメントをしている者が混在している。育成方針に沿ってマネジメント職員を育成するのであれば、配置校の業務に充てるのではなく全体マネジメントに専念できるようにしていただきたい」

県教委「事務職員に過重な負担や業務転換がされないように注視したい。引き続き現場の要望を出していただきたい」

臨時・非常勤教職員の継続的な任用を

日教組香川「現在の学校教育に不可欠な臨時・非常勤教職員が、不安定な雇用状況にあることを認識し、継続的な任用に努力すること」

県教委「臨時・非常勤講師については、任用期間終了後、すみやかに次の配置を行い、円滑に継続して雇用をしている。臨時・非常勤講師本人の希望をていねいに聴取し、本人の状況に合わせて適切な配置をしている」

日教組香川「学校現場に必要な配置ができるよう、さらに雇用条件の改善を行うこと」

県教委「常勤講師の雇用条件、とりわけ給与面については、財政当部局との協議が整い、令和2年度から初任給の上限を段階的に廃止するなどの改善を行ったところであり、今後も本県の財政状況を踏まえつつ、他の都道府県の動向等にも留意しながら検討してまいりたい。会計年度任用職員について地域手当や期末手当などの諸手当を支給することとしており、給与面で一定の処遇改善が図られているものと認識している。なお、令和5年度から非常勤講師及び時間講師の報酬及び期末手当の引上げを行うとともに、令和6年度からは勤労手当の支給も開始したところである」

不妊治療ができる条件整備を

日教組香川「長期間の不妊治療が可能となるようさらに休暇を延長し、1年間とすること」

県教委「職員の給与等に関する報告と勧告（令和3年10月香川県人事委員会）の趣旨を踏まえ、令和4年1月1日から不妊治療休暇の取得可能日数を年6日から年10日に拡充したところである」

日教組香川「また、職場で不妊治療をしている教職員

に対して、十分な配慮をするよう、市町教育委員会や校長を指導すること」

県教委「不妊症の治療について、相談があったことや相談内容について、養護教諭等を窓口とするなど休暇申請に係る管理職への事前相談についても教職員のプライバシーに十分配慮するよう周知している」

人権・同和教育のさらなる充実を

日教組香川「みんなですすめる人権・同和教育」（改訂版）を校内研修等で活用するよう周知・徹底し、人権・同和教育の充実をさらに進めること」

県教委「人権・同和教育教職員ハンドブック「みんなですすめる人権・同和教育」の改訂版は、県内すべての教職員が持てるようにしており、個人持ち資料として保有・活用していただくようお願いしている。これまで配布できていなかった講師や事務職員用に学校保管のハンドブックを今年度中に配布する予定である。配布したハンドブックを活用することで、全職員が教職員研修でハンドブックを用いた研修が可能となり、活用の促進が期待できる。様々な機会をとらえて「みんなですすめる人権・同和教育」の積極的な活用を促すとともに、実際にハンドブックを活用した研修を実施している。「人権・同和教育問題学習教職員リーフレット」も作成・配付しており、これらの資料は、多様な活用ができるように、県教委のホームページにも掲載している。毎年小学6年保護者用に配布したリーフレット「子どもの笑顔とともに」等、様々な資料や手法を使いながら引き続き本県の人権・同和教育の充実に力を入れていきたい」

すべての子どもや保護者のニーズにあった「インクルーシブ教育」を推進するために

日教組香川「通級学級を増設し、必要な教員を増員すること」

県教委「今年度は、県の単独予算措置による加配2校を含め、小学校2校を増設し、設置校は47校で、通級による指導担当教員を少なくとも1名ずつ配置している。さらに、指導担当教員の複数配置校を増加し、市町教育委員会と連携しながら通級指導教室の充実に努めているところである。学校の実情に応じた教員の適正な配置に努め、特別支援教育の充実のために、国に対し、必要な財源措置を要望してまいりたい」

日教組香川「小・中学校と特別支援学校との人事交流を積極的に行うこと。2019年3月の県議会で、高田議員の質問に対しての教育長答弁を再度確認すること」

県教委「特別支援教育に関する理解の促進と専門性の向上の観点から、小・中学校と特別支援学校との人事交流を進めていきたいと考えている」

日教組香川「「4.27通知」について、一律に通常学級で学ぶ時間を制限するのではなく、一人ひとりの子どもの状況や育ちに応じた教育課程の編成及び弾力的な運用がはかられるよう市町教委に通知すること」

県教委「令和4年4月27日付け文部科学省初等中等教育局長通知「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）」は、これまで同省が周知してきた障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズ

に最も的確に応える指導を提供できる学びの場（通常の学級、通級による指導、特別支援学級など）を検討するプロセス等について改めて周知することを主な目的として発出されたものである。県教育委員会では、この通知を受け、市町教育委員会及び小・中学校長等に対し、児童生徒のその時点の教育的ニーズを踏まえて学びの場の検討を行ったうえで、特別支援学級での指導が必要な児童生徒については、退級に向けて段階的に通常の学級における交流及び共同学習の時間を増やしている児童生徒を除き、特別支援学級において障害に応じた特別な指導を概ね週の授業時数の半分以上行うことなどを求めている」

日教組香川「通常学級で学びたいという保護者や子どもたちの希望を最優先すること」

県教委「障害のある児童生徒の学びの場は、障害の状態、教育的ニーズ、学校や地域の状況や専門家の意見等を総合的に勘案し、**本人及び保護者の意向を最大限尊重**して、市町教育委員会が判断することとされている」

学校現場でのハラスメント対策を進めること

日教組香川「学校現場でのハラスメントが起こらないように、また起こった後迅速に解決できるよう管理職や市町教育委員会への研修等を充実させること。さらに、**県教委として安心・安全に働ける職場になるように改善方策を指導すること**」

県教委「管理職に対しては、新任教頭研修会の講話「新任教頭に期待する」（小・中）および「学校における労働安全衛生管理について」「学校管理演習」

（高・特）、学校事務管理者研修会の講話「人事評価・ハラスメント・ワークライフバランス」の中でハラスメント問題全体について扱っている。県教育センターで実施する教職員研修において、ハラスメントの防止に関しては、初任者研修、中堅教諭等資質向上研修Ⅱ、20年経験者研修の講話・演習「教育法規」の中で、「体罰、セクシュアル・ハラスメントの防止等」として扱っている。また、職務研修においては、新任教頭研修会の講話「新任教頭に期待する」の中で、ハラスメント問題全体について扱っている。県教育センターのオンライン研修サイトにおいて、研修教材「ハラスメントのない快適な職場づくり（香川県教育委員会）」を掲載している。ハラスメントに関する問題が生じた場合は、管理職等の管理監督者が、市町教委との連携のもと、調査を含め適切に対応していると認識している。また、県教委は、ハラスメントに関する調査が報告されれば、これまでも適切な対応をするよう努めてきた。**いずれにしても、ハラスメントは初動対応が大事であり、まずは管理監督者が適切に対応するよう、引き続き指導してまいりたい。**なお、事実が確認できなかった場合も含めて、ハラスメントが疑われるような事案が生じた場合には、ハラスメントに関する方針を改めて周知・啓発すること等により、**再発防止に向けた措置を講じる必要があると考えている。**令和2年6月1日教総第2969号教育長通知において、「職場におけるパワー・ハラスメントの防止等に関する方針」を策定し、当該指針において、パワー・ハラスメントに関する懲戒処分は、人事院の「懲戒処分の



指針について（平成12年3月31日）」に準じて行うものとする旨規定している」

復帰支援プログラムは休職者に寄り添った柔軟な対応を

日教組香川「精神疾患による病気休職者も増加している中、その対応に関して、管理職や市町教育委員会への研修等を充実させること。さらに、復職にあたっては、個別の案件をふまえること。その上で、**復帰支援プログラムが勤務校での実施が無理な場合、勤務校以外で行えるようにするなど休職者に寄り添った柔軟な対応をする内容に変更すること**」

県教委「職場復帰プログラムは、原則として休職者が所属する職場において行うこととしている。**特別な事情については、プログラムの実施方法等について個別に検討することとする**」

日教組香川「職場復帰プログラムを原則として所属する職場において行うこととしている理由は」

県教委「職場を変更して行うことが難しいと考えている」

日教組香川「休職することになった職場に戻ることが最も復帰を妨げている理由の1つである。民間でも公務員でも復帰するときには課を変えるなど、元の職場には戻さないような配慮をしている。教員では難しいというが、福利課・義務教育課で互いに協力してなんとか改善してほしい。**休むことは簡単だが復帰がどれだけ難しいか理解してほしい**」

「全国学力・学習状況調査」は事前対策を行わないように

日教組香川「2022年文科省通知(4文科教第654号)「序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である」を各地教委に徹底すること。また、結果を目的外には使用しないよう徹底すること。さらに、2016年文科省通知(28文科初第197号)をふまえ、**事前対策を行わないよう指導・助言の徹底をはかること**」

県教委「全国学力・学習状況調査は、児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることを目的に実施しており、本調査に係る協議会等においてもその旨を周知するとともに、**実施に当たっては要項に基づき、適切に実施している**」

教育長「様々な課題が出されたと思っている。考えながら改善していきたい。子どもの数が減る中、求められるものも多く、今後、公教育をどうしていくのか、意見交換をさせていただきたい」

授業で使える小技や小ネタ⑤(6年生にはメートル法を教えよう)

石原清貴(元小学校教員)

ある若者に「水1Lの重さって知っている？」と質問すると真剣に悩んでいます。そして「何グラムなのですか？」と反対に聞き返されました。全く知らないのです。指導要領から6年生になると教えていたメートル法がなくなり、各学年で教えるようになりました。その結果、メートルを基本にした様々な量の単位の統一的な理解が出来ないままになっています。

そんなときは次のような表を使って単位の間係を教えてください。

長さ	面積 (長さ×長さ)	体積 底面積×高さ	液量	重さ(水)
1mm 1/1000m	1mm×1mm 1mm ²	1mm×1mm×1mm 1mm ³	[1μL]	1mg
1cm 1/100m	1cm×1cm 1cm ²	1cm×1cm×1cm 1cm ³	1mL[1cc]	1g
		1cm×1cm×10cm 10cm ³	1cL[10cc]	10g
1dm 1/10m	1dm×1dm 1dm ²	1cm×10cm×10cm 10cm ³	1dL[100cc]	100g
		10cm×10cm×10cm 1000cm ³	1L[1000cc]	1000g [1kg]
1m	1m×1m 1m ²	1m×1m×1m 1m ³	1kL[1000L]	1000kg[t]
1Dm	10m×10m 100m ² [1a]			
1hm	100m×100m 10000m ² [1ha]			
1km	1km×1km=1km ² 1000000m ² 10000a・100ha			

メートル法は今から230年前、フランスで作られた国際共通単位です。メートル法の優れた点は長さを基準に面積・体積・液量・重さなどを統一的に表わした点にあります。実はこのメートル法が現れる以前はそれぞれの国が独自の単位を使っており、経済がグローバル化し始めた18世紀頃、それぞれの国の単位が異なることからもたらされる煩わしさは問題になっていました。

そこで、フランスの外務大臣タラーレンが世界共通の単位を作る発案しました。タラーレンによって呼び集められた数学者たちは長さの単位を地球の大きさを基にする事にしました。そこで、実際に北極から赤道までの距離を測り、その1000万分の1の長さを基本単位としました。この時、長さの単位の名称がm

(メートル)と名付けられたのです。1mをメータと呼ぶことがありますが、これは正式な呼び名ではありません。メートルという呼び名は古代ギリシャ語の「測る・物差し」を意味する(メτρον)



石原清貴氏

から作られた言葉だそうです。

さて、1mだけで長い距離や短い長さを表わすのは大変なのでmに接頭語を付けて呼ぶことになっています。その接頭語がk・mなどです。

G	M	km	hm	Dm	m	dm	cm	mm	μ	n
ギガ	メガ	キロ	ヘクト	デカ		デシ	センチ	ミリ	マイクロ	ナノ
10億倍	百万倍	×1000	×100	×10		1/10	1/100	1/1000	1/100万	1/10億

ここで使われる接頭語は単に長さだけでなく面積・液量でも使われます。

- ・面積 10m×10m (1a) 100m×100m (1ha) <ヘクト=100倍>
- ・液量 1mL・1cL・1dL・1kL<但し、cLは使われなくなりました。> (フランスは使っています。ワインのボトルを見てください)
- ・尚、長さの単位の中でもdmやDmあるいはhmは使われていません

ヨーロッパ文化圏では昔から長さの単位はキュービットが使われていました。キュービットというのは肘から指先までの長さのことで「肘尺」とも呼ばれます。メートル法で言うとおよそ50センチ前後です。この長さの基本になったのは王様の肘の長さだったそうです。古代シュメールの王様の肘の長さを基にしたキュービット原器がシュメールの遺跡に有るそうです。時代が進むとこのキュービット尺は短すぎたのか次第にダブルキュービットが各国で使われるようになります。ところが国によって基準の長さは微妙に異なっていたと言われます。でもおおよそ1m前後であったと言われています。

不思議なことに地球の子午線1/4の1000万分の1として決められた基準の長さが、数千年も前の王様の肘尺(キュービット)の2倍にほぼ等しいのです。偶然なのでしょうか？それとも既に使われていたダブルキュービットに合うようにしたのでしょうか

・メートルの不思議2

こんな風にきっちり決められたメートル法ですが、メートル法を採用していない国があります。それがイギリスやアメリカです。イギリスは未だに、ヤードポンド法にこだわっておりメートル法を取り入れようとしません。日本の建築業界も同じで建築や畳のサイズは尺貫法が使われています。長い間使われた基準はそう簡単に変えられないのでしょうか。(一説にはイギリスとフランスは仲が悪いので、フランスが主導したメートル法に反対しているという説もあります)

気持ちよく 安心して 働けていますか？
JTU-カフェ&電話相談会

順調に
スタートできて
いますか

Open → 7月18日(木) **18:30~20:00**

@ 日教組香川事務所(高松市中野町 15-24 佐藤ビル1F)

毎月1回【JTU-カフェ】を Open しています！

飲み物とお菓子を用意してお待ちしております。ぜひお気軽にお越しくださいね。

組合員でない方も大歓迎です！ただし、お茶代 500 円いただきます。

引き続き電話・FAX でのご相談も引き続き承ります。

TEL: 0120-27-5925 FAX: 087-802-1642

パワハラ、セクハラ、マタハラ等、職場の人間関係で気になること
 など、お気軽にご相談ください。相談には、日教組香川役員、臨床
 心理士が対応させていただきます。



総合共済

月掛金 **900円**

契約期間 5 年で、実質月掛金は 500 円になります

たとえばこんなとき、自転車で他人にケガを負わせてしまったら？

<p>日常の生活で</p> <p>「個人賠償責任補償」が あなたとご家族を守ります</p>	<p>お子さまが通学中に</p> <p>「教職員賠償責任補償」が あなたを守ります</p>	<p>家庭訪問中に</p>
---	---	---------------

総合共済は
「自転車保険」としても
ご利用いただけます！

総合共済なら、日常の賠償事故も
業務中の賠償事故も
最高 3,000 万円まで補償！

それ以外にも
役立つ補償が10種類
ついています！

※総合共済は、教職員共済の「総合共済」と、損害保険ジャパン株式会社の「傷害総合保険」「業務過誤賠償責任保険」を組み合わせたものです。
 ※この広告は概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ずパンフレットおよび重要事項等説明書(契約概要・注意喚起情報)をご覧ください。

承19-企-25(1910) SJNK19-08956(2019.11.01)

資料請求はこちらから
スマホからもカンタンです！



教職員共済

検索

厚生労働省認可

教職員共済生活協同組合 東四国事業所

〒760-0004 高松市西宝町 2 丁目 6-40 香川県教育会館
 電話 0120-27-8140 FAX0800-200-2207

「性別で分けない名簿等のとりにくみ」から

日教組は、人権教育指針を示し、「一人ひとりを大切にせる教育」をすすめています。性別で分けない名簿等調査についても、1993年調査開始時から一貫として、合理的な理由なく男女別にわけることについては、「性差別である」と問題提起し、全国でのとりにくみをすすめてきました。2022年実態調査では、「性別で分けない出席簿の全校実施」は94%(前回比+7)となり、中学校の86%を除いては、ほぼ100%に近い割合になりました。

しかし、集会等での性別で分けない整列の実施率においては74%となっています。とりにくみが実施できない理由として、「慣例となっている」「男女別の方が効率が良い」「問題意識がない」などが挙げられています。多くが教職員側からの目線で判断されており、主体である子どもたちにとっての意義が論点となっていません。すでに実施されている学校も含め、名簿や整列に限らず、学校生活の中で「隠れたカリキュラム」として無意識に性別役割分担意識を刷り込むことを認識し、とりにくみをすすめる必要があります。

また、性が男女の二つしかないと考えることや、思春期を「誰でも異性を気にし始める時期」と決めつけること等が、自分の性について悩んでいる子どもたちを苦しめている可能性があります。更衣室やトイレ等の設備面においても十分な配慮が必要です。「性別で分けない名簿等のとりにくみ」をすすめる中で、学校がすべての子どもにとって居心地のいい場所になっているかを見直し、変えていきましょう!

全国調査にご協力を



調査 QR コード

いかなる理由でもいじめや差別を許さない

～「生徒指導提要」(2020年12月)に「性的マイノリティーに関する課題と対応」を追加～

【性的志向及びジェンダーアイデンティティーの多様性に関する国民の理解増進に関する法律

(理解増進法) 2023年6月施行

○「理解増進法」の施行によって、教職員とくに管理職においては、性的志向・性自認に関するいじめに適切に対処ができるよう、性的志向・性自認に関する基礎的知識やアウトティングを含むいじめの形態、二次的被害を生じさせないスキルなどを日ごろから保持しておく必要があります。

○LGBT 法連合会作成「地方公共団体のための(理解増進法)を活用するための手引き」が活用できます。

ユネスコ「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」のポイント

人権にもとづく包括的性教育

- ・性を生殖・性交のことだけでなく、人権教育を基盤に人間関係を含む幅広い内容を体系的に学ぶ
- ・ジェンダー平等を基盤に性に関する幅広い内容を体系的に学ぶ
- ・科学的で正確な情報にもとづき、多様な考えに触れながら、主体的に考え、対話的に学ぶ

文科省「生命の安全教育」2023年度から全国展開

子どもたちを、性犯罪・性暴力の加害者にも被害者にも傍観者にもさせない教育

※しかし、性について理解させる内容とはなっていないため、子どもたちは一般的な暴力と性暴力の違いが理解しにくい。人権にもとづく包括的性教育が必要であると考えられます。